

富山県物流効率化支援事業費補助金のご案内

トラック運転手の時間外労働規制強化等に伴う輸送能力の低下(2024年問題)に備え、富山県では、**県内物流事業者又は荷主事業者が行う物流生産性の向上に資する取組みや、女性その他の多様な人材の活躍を促進するための環境整備を支援**します。

補助金の概要

補助対象事業者 ※1	補助対象事業 ※2	補助率及び 補助金額
物流事業者及び 荷主事業者	<u>トラック物流の生産性の向上に資する事業であって、次のいずれかに該当するもの</u> (1) 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する予約受付システム、配車計画システム等の導入 (2) 手荷役作業の軽減に資する機器の導入 (3) トラック輸送に使用する資器材の規格を統一するための共通のパレット、コンテナ等の導入 (4) 物流の生産性の向上に係る計画を策定するための専門家への相談 (5) その他知事が必要と認める事業	【補助率】 2分の1以内 【補助金額】 上限 200万円
	<u>女性その他の多様な人材の活躍を促進するための環境を整備する事業であって、次のいずれかに該当するもの</u> (1) 女性専用の休憩室、トイレ又は更衣室の設置 (2) 託児スペースの設置 (3) その他知事が必要と認める事業	【補助率】 2分の1以内 【補助金額】 上限 50万円
関係団体 (事業者団体、経済団体等)	<u>2024年問題の解決に向け、荷主事業者、消費者その他の関係者の理解の醸成を図る事業であって、次のいずれかに該当するもの</u> (1) 新聞、定期刊行物等への広告の掲載 (2) ラジオ放送又はテレビジョン放送を活用した広報の実施 (3) 啓発用リーフレット等の作成及び配布 (4) セミナー、シンポジウム等の開催 (5) その他知事が必要と認める事業	【補助率】 2分の1以内 【補助金額】 上限 50万円

※1: 補助対象事業者は、県内に事務所を置く物流事業者(トラック運送事業者、倉庫業者)、荷主事業者及び関係団体です。なお、トラックはいわゆる緑ナンバー及び黒ナンバーを対象とし、白ナンバーを含みません。

※2: 補助対象は、県内で行う物流効率化事業に要する経費です。

申請期間

令和5年7月6日(木) ~ 令和5年8月31日(木)17時

※応募者多数の場合は、選考のうえ採択します。

申請方法・申請先

郵送、持参、又はEmail(送付後に電話連絡必要)。申請方法などの詳細は下記リンクをご参照ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1307/richitsusho/20230701.html>

問い合わせ先

富山県 商工労働部 立地通商課 物流通商班

Tel: 076-444-3400 / Email: arichitsusho@pref.toyama.lg.jp

